

コメリハスクール規約

第1条（適用）

コメリハスクール規約（以下「本規約」という。）は、株式会社メディピタ（以下「当社」という。）が実施する各種スクール（以下「本スクール」という。）に関する当社と受講者との間のスクール受講契約（以下「本契約」という。）に適用される。

第2条（申込）

- 1 受講者は、本規約の全ての内容に同意した上で、当社所定の方法により、本契約の申込みを行うものとする。受講者は、申込の際に当社に登録する事項（以下「登録事項」という。）が、全て正確であることを保証する。
- 2 当社は、当社所定の基準により申込みの可否を判断し、申込みを承諾する場合には、その旨通知する。当該通知に基づき、当社と受講者との間で、本規約に定める内容で、本契約が成立する。
- 3 当社は、受講者が以下のいずれかに該当した場合は、受講者の申込みを承諾しないことがある。なお、当社は、上記判断に関する理由を開示する義務を負わない。
 - (1) 当社所定の方法によらずに本契約の申込を行った場合
 - (2) 登録事項の全部又は一部につき、虚偽、誤記又は記載漏れがあった場合
 - (3) 本規約に違反するおそれがある場合
 - (4) 過去に本規約に違反した者又はその関係者である場合
 - (5) 本スクールと同種又は類似するサービスを現に提供し又は将来提供する予定である場合
 - (6) 未成年者であり、かつ親権者の同意がない場合
 - (7) 本スクールの定員に受け入れ可能な余裕がない場合
 - (8) 本スクールの申込期日までに最小定員数に満たなかった場合
 - (9) その他当社が申込を妥当でないと判断した場合
- 4 受講者は、申込時の登録事項に変更が生じた場合は、直ちに当社に対し、その旨書面により通知するものとする。これを怠ったことによって受講者が損害を被ったとしても、当社は一切責任を負わない。

第3条（受講料）

- 1 受講者は、当社に対し、本スクールの受講料として、当社所定の受講料を支払うものとする。
- 2 前項の受講料は、当社所定の期限までに、当社所定の銀行口座宛に振込送金による方法又は当社が別途指定する方法により支払うものとする。なお、振込手数料その他支払いに要する費用は、受講者の負担とする。
- 3 受講者が受講料の全部又は一部を支払わない場合、当社は受講者に対し、支払期限の翌日より実際の支払日までの日数に応じ、未払受講料に対し年利14.6%を乗じて計算した金額を、遅延損害金として請求できる。
- 4 受講者が本スクールに遅刻、途中退席（当社によって退席させられた場合も含む。）又は欠席した場

合でも、当社は受講料の返還を行わない。

第4条（解約）

- 1 受講者は、本契約成立後といえども、第2項及び第3項が定める範囲で、当社に対して通知することにより、本契約を解約することができる。その場合当社は、受講者に対して、遅滞なく受領済みの受講料を返還するものとする。なお、振込手数料その他返還に要する費用は、受講者の負担とし、当該費用を差し引いた金額を、受講者に返還するものとする。
- 2 1日で完結するスクール（以下「単発スクール」という。）に関しては、開催日の7日前まで（初日は算入せずに算定する）
- 3 複数日にまたがるスクール（以下「継続スクール」という。）に関しては、初回のスクールの開催日の7日前まで（初日は算入せずに算定する）
- 4 第2項及び第3項の期限を経過した後は、受講者は本契約を解約することはできない。

第5条（本スクール）

- 1 当社は、当社が別途定める会場にて、当社が別途定める日時において、当社が別途定める講師が、当社が別途定めるテーマについて、本スクールを実施するものとする。
- 2 受講者は、本スクールの受講中、当社の指示や指導を遵守し、本スクールの運営や秩序を乱さないよう配慮するものとする。受講者がこれに反した場合、当社は受講者を会場から退席させることができる。
- 3 当社は、本スクールに関して、体質、能力、技能、売上及び収益等の変化又は向上、その他受講者の特定の目的への適合を保証するものではなく、あくまでも当社の保有するノウハウを学ぶ場を提供するものであることを、受講者は理解するものとする。当社は、善良なる管理者の注意義務に従って本スクールを実施する限りの責任を負うものとし、受講者は、本スクールで学んだ当社のノウハウを参考に、自己の責任の下で問題解決に取り組むものとする。受講者は、当社による債務不履行を主張する場合は、当社の善管注意義務違反に該当する行為を、具体的に主張立証する必要がある。
- 4 当社は、当社の責任において、本スクールの一部を第三者に再委託できる。当社は、再委託先に対して、本契約に基づく自己の義務と同内容の義務を負わせるものとし、再委託先の行為に関して、受講者の責めに帰すべき事由がある場合を除き、自ら本スクールを実施した場合と同様の責任を負うものとする。
- 5 当社は、本スクールを写真・動画にて撮影して、あらゆる媒体において、あらゆる目的のために、複製、翻案、配布、上映、自動公衆送信及びそのために必要な送信可能化を含むあらゆる方法による利用をすることができる。受講者は、本スクールにおいて撮影対象とされた場合、自己の肖像が、上記のとおり利用されることに関して、ライセンス地域を限定しない世界的かつライセンス期間を限定しない永久的な、第三者へのサブライセンス可能かつ譲渡可能な、取消不可の無償のライセンスを当社に付与するものとする。

第6条（本テキスト等）

- 1 当社は、本スクールの実施にあたり、受講者に対し、当社の判断に応じてテキストや特典（以下「本テキスト等」という。）を提供するものとする。
- 2 本テキスト等の提供は、本スクール当日に対面にて行うものとする。ただし、当社が特に認めた場

合は、郵送その他当社所定の方法により、受講者に提供するものとする。

- 3 受講者は、本テキスト等に関し、著作権法第30条に定める私的使用のための複製以外は、著作権法上の利用（複製、翻案、配布、上映、口述、自動公衆送信及びそのために必要な送信可能化を含み、かつこれに限られない。）を行うことができない。また、本テキスト等を、第三者に販売、貸与、譲渡、開示、閲覧させてはならない。
- 4 受講者が本契約に違反した場合、受講者は直ちに本テキスト等を当社に返還するものとする。なお、返還に要する費用は、受講者の負担とする。

第7条（本記録物）

- 1 受講者は、当社が事前に書面で許諾した場合を除き、本スクール（全部又は一部を問わない。）を撮影又は録音してはならない。
- 2 本スクール（全部又は一部を問わない。）を撮影、録音又は書き起こしたテキスト（以下「本記録物」という。）に関しては、前条第3項及び第4項を準用する。

第8条（権利帰属）

- 1 本スクールに関する一切の著作権は、全て当社に帰属する。
- 2 本契約の締結は、本規約に明示的に規定される場合を除き、本スクールに関する当社の著作権に関し、いかなる権利も許諾するものではない。

第9条（禁止行為）

受講者は、本スクールの受講の前後を通じて、以下の各号のいずれかに該当し又は該当すると当社が判断する行為をしてはならない。

- (1) 第5条（本スクール）第2項に違反する行為
- (2) 第6条（本テキスト等）第3項に違反する行為
- (3) 第7条（本記録物）に違反する行為
- (4) 本スクールの運営・維持を妨げる行為
- (5) 本スクールの信用を毀損する行為
- (6) 他の受講者又は第三者になりすます行為
- (7) 第三者に本スクールを利用させる行為
- (8) 本スクール内で宣伝、広告、勧誘又は営業をする行為
- (9) 他の受講者の情報を収集する行為
- (10) 法令に違反する行為
- (11) 犯罪に関連する行為
- (12) 公序良俗に反する行為
- (13) 所属する業界団体の内部規則に違反する行為
- (14) 当社、他の受講者又は第三者の知的財産権等、プライバシー権、名誉権、信用、肖像権、その他一切の権利又は利益を侵害する行為
- (15) 前各号の行為を直接又は間接に惹起し又は容易にする行為

(16) その他、当社が不適切と判断する行為

第10条（個人情報）

当社は、受講者の個人情報を、当社所定の「プライバシーポリシー」に基づき、適切に取り扱うものとする。

第11条（秘密保持）

受講者は、本スクールに関連して当社が受講者に対して秘密に扱うことを指定して開示した情報について、当社の事前の書面による承諾がある場合を除き、開示目的以外に利用せず、また、第三者に開示しないものとする。

第12条（中止又は代講）

- 1 当社は、当社の責めに帰すべき事由により、本スクールを実施できなくなった場合は、当社の判断に応じて、本スクールを中止し、又は代講を行うことができる。
- 2 当社が本スクールを中止する場合、又は当社が本スクールの代行を行うも受講者が代講に応じなかった場合、当社は、受講者に対し、当該本スクールに係る受講料を返還するものとする。なお、返還に要する費用は、当社の負担とする。
- 3 受講者が代講に応じた場合は、本スクールを通常どおり実施する場合と同様に扱う。
- 4 本スクールの中止又は代講に係る当社の責任は、本条に定めるもののみとする。当社は、本スクールの中止又は代講によって受講者に生じた交通費や宿泊費等の費用について、これを補償する責任は負わない。

第13条（不可抗力）

- 1 当社は、天災地変、交通機関の遅延又は不通、偶発的事故、停電、通信障害、事業上の理由、その他のやむを得ない事由がある場合は、本スクールをいつでも変更又は中止することができるものとし、これによって受講者に生じたいかなる損害についても、一切責任を負わないものとする。
- 2 前項の場合、当社は、受講者に対し、受講料の返還を行わないものとする。

第14条（期限の利益喪失・解除）

- 1 受講者が本契約に違反し、当社が相当期間を定めて催告したにも拘わらず是正されない場合には、受講者の本契約上の債務は期限の利益を失い、当社は、直ちに本契約を解除することができる。
- 2 受講者が次の各号の一に該当した場合には、何らの催告なくして、受講者の本契約上の債務は期限の利益を失い、当社は、直ちに本契約を解除することができる。
 - (1) 支払停止、支払不能に陥った場合
 - (2) 自ら振り出しもしくは裏書した手形、小切手の不渡りを1回でも出した場合
 - (3) 差押え、仮差押え、仮処分、競売の申立て、公租公課の滞納処分その他公権力の処分を受けた場合
 - (4) 破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始、特別清算開始の申立てを受け、またはな

した場合

- (5) その他信用状態が悪化した場合
 - (6) 解散又は事業の全部若しくは重要な部分の譲渡決議をした場合
 - (7) 事業を廃止した場合
 - (8) 監督官庁より事業停止命令を受け、または事業に必要な許認可の取消処分を受けた場合
 - (9) その他事業の継続が困難になった場合
 - (10) 株主構成、役員の変動等により会社の実質的支配関係が変化し従前の会社との同一性が失われた場合
 - (11) 当社に対する重大な背信行為があった場合
 - (12) 第9条（禁止行為）に違反した場合
- 3 当社が本条による解除を行う場合でも、受講者は受講料の支払義務を免れないものとする（受講者が既に受講料を支払っている場合、当社はこれを受講者に返還しないものとする。）。

第15条（反社会的勢力との関係排除）

- 1 本条において「反社会的勢力」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。
- (1) 暴力団及びその関係団体又はその構成員
 - (2) 暴力、威力又は詐欺的手法を駆使して経済的利益を追求する団体又は個人
 - (3) その他、前各号の該当者に準ずる者
- 2 受講者は、次の各号に定める内容について、表明し、保証する。
- (1) 自らが反社会的勢力に該当せず、かつ将来に渡っても該当しないこと
 - (2) 自らが反社会的勢力と不適当な関係を有さず、かつ将来に渡っても不適当な関係を有しないこと
- 3 受講者が前項に違反したことが判明した場合には、何らの催告なくして、受講者の本契約上の債務は期限の利益を失い、当社は、直ちに本契約を解除することができる。なお、その場合の受講料の取り扱いは、前条（期限の利益喪失・解除）第3項を準用する。

第16条（紛争処理及び損害賠償）

- 1 受講者は、本スクールの受講に関連して当社に損害を与えた場合、当社に対し、その損害を賠償するものとする。
- 2 受講者が、本スクールの受講に関連して第三者からクレームを受け又は第三者との間で紛争が生じた場合、受講者は、直ちにその内容を当社に通知すると共に、受講者の費用と責任において、当該クレーム又は紛争を処理し、その進捗及び結果を当社に報告するものとする。
- 3 当社が、受講者による本スクールの受講に関連して第三者からクレームを受け又は第三者との間で紛争が生じた場合、受講者は、受講者の費用と責任において、当該クレーム又は紛争を処理し、その進捗及び結果を当社に報告すると共に、当社が支払いを余儀なくされた金額その他の損害を賠償するものとする。
- 4 当社は、本スクールの実施に際して、自己の故意又は重過失により受講者に損害を与えた場合についてのみこれを賠償するものとする。本規約における当社の各免責規定は、当社に故意又は重過失が存する場合には適用しないものとする。

5 当社が受講者に対して損害賠償義務を負う場合（前項の場合又は法律の適用による場合等）、賠償すべき損害の範囲は、受講者に現実に発生した通常の損害に限る（逸失利益を含む特別の損害は含まない。）ものとし、賠償すべき損害の額は、当該損害発生の直接の原因となった本スクールに関して受講者が当社に支払った受講料の総額を限度とする。なお、本条は、債務不履行、瑕疵担保責任、原状回復義務、不当利得、不法行為その他請求原因を問わず、全ての損害賠償等に適用されるものとする。

第 17 条（契約期限）

本契約の期間は、単発スクールに関しては、スクール終了時点まで、継続スクールに関しては、最終回のスクール終了時点までとする。

第 18 条（本規約の変更）

- 1 当社は、その理由を問わず本規約をいつでも任意に変更することができるものとし、受講者はこれに同意する。
- 2 当社が別途定める場合を除き、本規約の変更は、当社ウェブサイトに掲載する方法によって受講者へ通知する。
- 3 本規約の変更は、前項の通知において指定した日付より効力を生じるものとする。
- 4 当社は、受講料等の重要事項を変更する場合は、前項の指定した日付までに相応の期間をもって、前項の通知を行うよう努めるものとする。
- 5 受講者が本規約の変更を同意しない場合、受講者の唯一の対処方法は、本契約を解約するのみとなる。受講者が第 2 項の通知において指定した日付までに本契約を解約しない場合、本規約の変更に同意したものとみなされる。

第 19 条（連絡）

- 1 当社から受講者への連絡は、書面の送付、電子メールの送信、または当社ウェブサイトへの掲載等、当社が適当と判断する手段によって行う。当該連絡が、電子メールの送信又は当社ウェブサイトへの掲載によって行われる場合は、インターネット上に配信された時点で受講者に到達したものとする。
- 2 受講者から当社への連絡は、当社所定の問合せフォーム宛に行うものとする。当社は、問合せフォーム以外からの問い合わせについては、対応は行わないものとする。

第 20 条（権利義務の譲渡）

- 1 当社が本契約に係る事業を他社に譲渡した場合には、当該事業譲渡に伴い本契約上の地位、権利及び義務並びに登録事項その他の情報を当該事業譲渡の譲受人に譲渡できるものとし、受講者は、かかる譲渡につき本項において予め同意したものとみなす。本項にいう事業譲渡には、当社が消滅会社又は分割会社となる合併又は会社分割等による包括承継を含むものとする。
- 2 受講者は、当社の事前の書面による承諾なく、本契約上の地位又は本契約に基づく権利義務につき、第三者に対し、譲渡、移転、担保設定、その他の処分をすることはできないものとする。

第 21 条（完全合意）

本規約は、本契約に係る当事者間の完全な合意を構成し、本契約の締結以前に当事者間でなされた本契約に関連する書面、口頭、その他いかなる方法による合意も、全て本規約に取って代わられる。

第 2 2 条（分離可能性）

本規約の規定の一部が、法令又は裁判所により違法、無効又は不能であるとされた場合においても、当該規定のその他の部分及び本規約のその他の規定は有効に存続し、また、違法、無効又は不能であるとされた部分については、当該部分の趣旨に最も近い有効な規定を無効な部分と置き換えて適用し、若しくは当該部分の趣旨に最も近い有効な規定となるよう合理的な解釈を加えて適用する。

第 2 3 条（存続条項）

本契約の終了後といえども、第 2 条（申込）第 4 項、第 3 条（受講料）第 3 項及び第 4 項、第 5 条（本スクール）第 3 項及び第 5 項、第 6 条（本テキスト等）第 3 項及び第 4 項、第 7 条（本記録物）第 2 項、第 8 条（権利帰属）、第 9 条（禁止行為）、第 1 1 条（秘密保持）、第 1 2 条（中止又は代講）第 4 項、第 1 6 条（紛争処理及び損害賠償）、第 1 8 条（本規約の変更）、第 1 9 条（連絡）、第 2 0 条（権利義務の譲渡）、第 2 1 条（完全合意）、第 2 2 条（分離可能性）、本条（存続条項）及び第 2 4 条（合意管轄）並びにその他各規定の趣旨に照らし当然に存続する権利及び義務は、なお有効に存続する。

第 2 4 条（合意管轄）

本契約に関して紛争が生じた場合、大阪地方裁判所又は大阪簡易裁判所をもって、第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

以上

2015年2月1日 制定